

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月11日（平成27年（行情）諮問第110号）及び同年5月27日（平成27年（行情）諮問第327号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第197号及び同第199号）

事件名：「武器等の防護に関する訓令」等の一部開示決定に関する件
「武器等の防護に関する達」等の一部開示決定に関する件（文書の特
定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「武器等の防護に関する訓令及びその下部規則（通達等）の全て（いずれも最新版）＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，次の13文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定は，妥当である。

- 文書1 武器等の防護に関する訓令（昭和56年防衛庁内訓第3号）
- 文書2 武器等の防護に関する訓令の運用について（通達）（防防運1第4262号。56.8.25）
- 文書3 武器等の防護に関する達（自衛隊統合達第18号。平成18年3月27日）
- 文書4 防衛省への移行に伴う関係自衛隊統合達の整理に関する達（自衛隊統合達第1号。平成19年1月5日）
- 文書5 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第6号。平成19年3月28日）
- 文書6 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第31号。平成20年3月26日）
- 文書7 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第5号。平成21年3月25日）
- 文書8 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第14号。平成21年7月29日）
- 文書9 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第5号。平成22年3月25日）
- 文書10 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第7号。平成23年3月28日）

- 文書 1 1 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第 1 1 号。平成 2 3 年 4 月 2 1 日）
- 文書 1 2 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第 1 0 号。平成 2 5 年 6 月 2 7 日）
- 文書 1 3 武器等の防護に関する達の海上自衛隊の部隊等における運用について（通達）（統幕運 1 第 6 4 4 号。2 5 . 1 2 . 2）

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日付け防官文第 1 8 4 4 3 号及び平成 2 7 年 1 月 2 7 日付け防官文第 8 8 5 号により防衛大臣が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書（平成 2 7 年（行情）諮問第 1 1 0 号）

ア 本件対象文書の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで国の解釈に従って、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求める。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成 2 2 年度（行情）答申第 5 3 8 号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(2) 異議申立書（平成 2 7 年（行情）諮問第 3 2 7 号）

他にも文書（いわゆる「とけ込み版」）が存在するはずである。

開示された文書のうち文書 3 の施行日は平成 1 8 年 3 月 2 7 日であるが、他方、文書 1 2 の施行日は平成 2 5 年 7 月 1 日となっている。

したがって開示された文書3は、文書12の改正部分を含んでおらず、別に文書12の改正部分を含んだ（いわゆる「とけ込み版」である）「武器等の防護に関する達」（自衛隊統合達第18号）が存在するはずである。

(3) 意見書（平成27年（行情）諮問第110号）

ア 理由説明書で説明されていない不開示部分がある。

文書1及び文書2のそれぞれ1枚目の不開示部分は、「警護物件の区分等警護任務に関する部分及び武器使用の命令等武器の使用に関する情報」とは関係のない、文書の発簡番号や保存期限に関する情報が不開示とされている模様である。

なお諮問庁は、過去において同様な性格を持つ文書（開示請求受付番号：2003.8.12-送請203）においては、本件対象文書で不開示とされたこの部分を開示している。

イ 不開示部分は「警護自衛官」と思われる。

文書1の12枚目の不開示部分は文脈上「警護自衛官」と思われるが、これを不開示とする理由はないと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、「武器等の防護に関する訓令及びその下部規則（通達等）の全て（いずれも最新版）*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

開示決定等に当たり、法11条を適用して平成27年2月27日まで開示決定等の期限を延長し、まず、平成26年12月15日付け防官文第18443号により、文書1及び文書2につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行い、文書3ないし文書13については、平成27年1月27日付け防官文第885号により、同号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

(2) 法5条該当性について

原処分において、文書1の1枚目及び3枚目ないし12枚目の一部、文書2の1枚目ないし6枚目の一部並びに文書3及び文書5ないし文書13には警護物件の区分等警護任務に関する部分及び武器使用の命令等武器の使用に関する情報が記載されており、これらには自衛隊法95条に規定する武器等の防護を実施する際の武器使用の手順や考え方が含まれており、これを公にすることにより、警護任務及び武器使用について我が方の手の内を明かすことになり、相手方がこれを踏まえた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障

を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから法5条3号に該当するため不開示とした。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

イ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分 of 取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記(2)のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ウ 異議申立人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として、不開示部分の特定を求めるが、原処分において、平成22年度（行情）答申第538号において示された「不開示部分の位置を文書名で特定」し、平成27年1月27日付け防官文第885号により通知している。

エ 異議申立人は、文書3の施行日は平成18年3月27日であるが、文書12の施行日は同25年7月1日となっており、改正部分を含んでいないことから、改正部分を含んだ（いわゆる「とけ込み版」である）「武器等の防護に関する達」（自衛隊統合達第18号）が存在するはずであるとして、他にも文書が存在する旨主張する。

しかしながら、本件対象文書を管理している統合幕僚監部では、文書4ないし文書12は文書3の一部を改正する達であるところ、それぞれの改正内容を確認すれば全体を把握することはでき、文書3が秘に指定された行政文書であり、保全の観点から作成及び複製は必要最小限にとどめるべきであることを踏まえ、改めていわゆる「とけ込み版」は作成していない。

オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが相当である。

2 補充理由説明書（平成27年（行情）諮問第110号）

理由説明書で説明した不開示理由を次のとおり訂正する。

本件対象文書中、文書1及び文書2の1枚目の一部については、秘文書

としての発簡番号、部数及び指定条件が記載されており、これを公にすることにより、特定の部署の特定の時期における秘文書全体の累積量が推察され、当該部署の所掌事務、あるいは各種の事案等の公知の情報と照合することによって、自衛隊の対処能力及び態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第110号及び同第327号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月11日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第110号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月26日 審議（同上）
- ④ 同年4月8日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ⑤ 同年5月27日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第327号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 平成28年6月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受（平成27年（行情）諮問第110号）
- ⑧ 同月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（平成27年（行情）諮問第110号及び同第327号）
- ⑨ 同年7月15日 平成27年（行情）諮問第110号及び同第327号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1ないし文書13である。

異議申立人は、原処分取消し並びに本件対象文書の本来の電磁的記録及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、そのうち文書4以外の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、文書4を除く文書については、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関

係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号。以下「旧訓令」という。）10条1項及び5条又は秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿については、内部部局及び統合幕僚監部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、決裁を受けている。

本件対象文書は、上記の決裁終了後、原稿である電磁的記録を紙媒体に印刷した原本であり、文書4以外の文書については秘の登録番号及び文書番号が記載されている。

ウ 文書4以外の文書については、秘の取扱いを認められたパソコンを使用して作成され、暗号による秘匿措置を講じるなどして厳重に管理されていたが、秘の指定は秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならないとされていること（旧訓令10条3項及び訓令16条3項）、また、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、文書が完成し、文書4以外の原稿である電磁的記録については、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄しており、文書4の原稿である電磁的記録についても、完成した後廃棄している。

エ 文書3は、文書4ないし文書12によって改正されているが、秘の指定は秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならないとされていること（旧訓令10条3項及び訓令16条3項）、それぞれの改正内容を確認すれば全体を把握することはできることから、保全の観点を重視し、改正部分を織り込んだ文書は作成していない。

オ 原処分に当たり、内部部局及び統合幕僚監部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

カ 本件異議申立てを受け、确实を期すために再度上記オと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 諮問庁から旧訓令及び訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりと認められること及び本件対象文書には手書きの部分があることを踏まえると、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄している旨及び文書3の改正部分を織り込んだ文書は作成していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書

の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 発簡番号、部数及び指定条件に関する情報

文書1及び文書2の各1枚目の不開示部分には、秘文書としての発簡番号、部数及び指定条件が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、特定の部署の特定の時期における秘文書全体の累積量が推察され、その結果、他の情報と照合することなどにより、自衛隊の対処能力、態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 警護の任務及び武器の使用等に関する情報

本件対象文書の不開示部分（文書1及び文書2の各1枚目の不開示部分を除く。）には、警護物件や警護自衛官の指定及び警護の手順や分担など警護の任務並びに武器等の防護に際しての弾薬の装てん及び使用し得る武器の種類など武器の使用等に関する具体的な内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊法95条に規定する武器等の防護に関する警護の要領及び武器を使用する場合の手順等が明らかとなり、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方をして、その対抗措置を採ることや弱点をねらうことを容易ならしめ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久